

『中国特許』の出願戦略と権利行使に関する最新実務情報

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2018年 11月 27日(火) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

日本企業での勤務経験を有する中国人弁理士、中国に駐在する日本国弁護士の2人が、現地精通した実務家ならではの事例を交えて最新情報を解説いたします。知的財産部門、法務部門をはじめ関連部門の方々のご参加をお勧めいたします。

講師

IPF 中国専利代理事務所 所長 龚捷 氏

中国弁理士/専利代理人。2005年早稲田大学大学院理工研究科卒業。2005年から2018年創成国際特許事務所にて外国出願(翻訳、中間処理、調査業務全般)ならびに関連業務に従事。2013年から2018年創成国際特許事務所北京支所、上海支所に出向し、主に日系企業への知財支援業務に従事。2018年9月からIPF中国専利代理事務所所長。

講師

IP FORWARD 法律特許事務所 日本国弁護士 本橋たえ子 氏

2000年東京大学工学部卒、2002年同大学院工学系研究科修了。同年弁理士試験合格。ソニー株式会社知的財産部勤務を経て、2010年司法試験合格。2011年から2015年まで、大野総合法律事務所にて、特許訴訟、特許出願明細書作成等の知的財産法務・企業法務に従事。2015年より、IP FORWARD 法律特許事務所上海オフィス勤務。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード: 181948-0303》 中国特許の出願戦略と権利行使に関する最新実務情報

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

.....プログラム.....

第1部 中国特許制度を利用した出願戦略と権利保護強化を図るための実務情報(担当: 龚捷 講師)

- 日中特許制度上の相違を考慮した、中国への出願時の注意点および戦略
 - 併願制度の利用状況および出願戦略
 - 実用新案制度の概要と活用
 - 実用新案の進歩性判断について
 - 中国の抵触出願(拡大先願)の特殊性に応じた出願時の注意点および戦略
 - その他出願戦略ケーススタディ
- 明細書の中国語訳問題と日中翻訳支援ツールの現状
 - 中国代理機構における日中翻訳業務の現状及び趨勢
 - 不適切な翻訳・誤訳による権利行使への影響および事例紹介
 - 不適切な翻訳・誤訳しやすい和文の記載例の紹介
 - 翻訳業務の支援及び誤訳解消策の検討
 - AI翻訳ツールを利用した誤訳解消の検証事例
- 特許出願に関する最新実務・判例情報
 - 補正や特許要件に関する最新裁判例の紹介
 - ソフトウェア関連発明の審査指南改正の概要および出願時の留意点

第2部 中国における特許権行使の実務と最新判例情報(担当: 本橋 講師)

- 中国における特許権行使の基礎
 - 制度概要
 - 権利行使の3ステップなぜ、調査が必要になるのか?公証とは何か?
 - 行政ルートと司法ルートどのように使い分けるべきか?トータルの費用感?
 - 中国で特許権侵害が発見された場合に知財部員はどのように意思決定し、現地に何を指示すべきか?
 - 一仮想事例に基づくシミュレーションと実例に基づくケーススタディ
- 権利行使から逆算して考える、中国で取るべき権利
 - 中国で権利行使しやすい権利-3つの視点
 - いかにして無効審判を耐え抜くか?一明細書作成とクレームドラフティング上の工夫
- 特許権行使に関する最新判例情報と実務上の留意点
 - 侵害警告が不正競争行為に該当するとして、日本企業に対して多額の損害賠償金の支払いが命じられた事例
 - 侵害警告の際の留意点
 - 警告書送付が向く事案、向かない事案
 - ウェブページ公証に基づき、日本企業が高額な損害賠償金を獲得した事例
 - 本判決に見る、高額な賠償金獲得のポイント
 - 判決で認定された賠償金を確実に獲得するための方法
 - 標準必須特許権に基づき、日系企業に対して差止と通常ライセンス料の3倍の損害賠償金の支払いが命じられた事例
 - 一番/二審判決のポイント
 - 標準必須特許に関する関連法律、司法解釈等の解説
 - 標準必須特許に基づく権利行使に関する司法判断の日・中の異同
 - 間接侵害制度の日・中の異同

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。